
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 551 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、次の会計基準の文案又は改正案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

(1) 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）

(2) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）

(3) 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）

(4) 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）

聞かれた意見

（全体的な意見）

- 「当座貸越契約及び貸出コミットメント」を「当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約」とする修正に同意する。また、金融商品実務指針第 229 項においてクレジットカードに関連する取引が「これらに準ずる契約」に該当すると考えられることを明記することに同意する。
- 「当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約」の「これらに準ずる契約」について、クレジットカード以外に想定している契約があるか確認したい。例えば、いわゆるハウスカードが該当することになるのか確認したい。該当しない場合には、この点を明確化した方がよいと考える。
- 金銭の信託及び信託受益権への投資をどこまでルックスルーするかという点については、減損プロジェクトの段階においては現行の分類及び測定の実施を維持し、結論の背景においてこれを補足するという議論を以前行ったと認識している。この議論を行った際

は債券全てを予想信用損失モデルの適用対象とする前提だったものの、公開草案においては金銭の信託及び信託受益権への投資が分類されると想定される売買目的有価証券及びその他有価証券は、予想信用損失モデルの適用の対象外となっているため、この論点は実質的に影響がないという理解でよいか確認したい。

5. 全体の文言の整合性を確認して頂きたい。例えば、審議事項(5)-2の予想信用損失適用指針の文案第8項(14)においては「融資限度」が用いられているものの、審議事項(5)-6の金融商品実務指針の改正案においては「与信枠」が用いられている。

(金融商品会計基準の改正案についての意見)

6. 第26-2項ただし書きの市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの発行者の会計処理に関する定めは、合理的であると考え。一方、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントは実務において一般的でない想定されることから、この定めを設けないという選択肢を考慮したうえでこの定めを文案に含めていると理解している。このため、結論の背景を併せて確認したうえでこの定めを設けることへの賛否を判断したい。
7. 第68-3項の貸付金代替性私募債に関する結論の背景の記載は、説明が充実しており、有用であると考えられるため、これを公開草案に記載する方向性に同意する。一方、貸付金代替性私募債を有価証券から除外した経緯や貸付金代替性私募債が用いられる局面について加筆すると、より理解しやすくなると思う。
8. 第68-3項の記載の通り、貸付金代替性私募債は、銀行が引き受けて保有する私募債に限定されるという理解でよいか確認したい。

(金融商品実務指針の改正案についての意見)

9. 第57-10項の要件を満たす手数料を実効金利の計算に含めないオプションと、第105-2項の実効金利の代わりに約定金利を用いることができるオプションは、いずれも無条件で選択できるため、濃淡がない状態になっていると考える。この点、第57-10項を適用する方が煩雑と考えられるため、第105-2項のオプションを適用する会社が多くなるのが考えられる。このため、第57-10項のオプションと第105-2項のオプションを共に設けるのであれば、この2つのオプションの間の濃淡をつけるために、第105-2項の上に「簡素化された償却原価の算定方法」等の見出しを付すか、結論の背景に濃淡を表す記載を加えることを検討して頂きたい。
10. 第120項から第120-3項の未収利息の不計上について、簡素化された会計処理であることを示す見出しを付すことにより、原則的な定めと区別した方がよいと考える。

11. 第 139 項の市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの発行者の会計処理のオプションに関する定めは、負債の二重計上につながると考えられるため、見直すことを検討して頂きたい。
12. 第 139 項について、第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）審議事項(2)-2 第 23 項の案 2②は、発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額を計算せずに予想信用損失のみを負債計上する案だったと理解している。この点、第 139 項の定めは予想信用損失と発生の認識時の価額から収益に認識された累計額の両方を算定する定めとなっており、この定めでは実務負担が原則と変わらないと考えられるため、以前の提案を再確認して頂きたい。

（時価開示適用指針の改正案についての意見）

13. 会計基準が改正される中で、「破産更生債権等」という用語を残すと財務諸表利用者が混乱する可能性があるため、「破産更生債権等」に代えて「信用減損債権」を用いる事務局提案に同意する。
14. 予想信用損失モデルとは異なるモデルに対応する金額が貸借対照表に表示されるのは適切でないと考えため、貸借対照表において「破産更生債権等」の表示は求めない方がよいと考える。一方、「破産更生債権等」の金額について利用者の情報に対するニーズがあるならば、注記において開示を求めることはあり得ると考える。
15. 予想信用損失適用指針（案）等では、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分がなくなるため、「破産更生債権等」という用語を見直す事務局提案に賛成する。一方、これまで「破産更生債権等」の表示が担っていた役割をどう残すかという観点から、見直しの方法を検討して頂きたい。
16. 事務局提案を採用した場合、企業会計原則の定めとの整合性は保たれることとなるのかについて確認したい。
17. 金融商品会計基準改正後において、ディスクロージャー資料に「破産更生債権等」に関する記載が残るのか確認したい。

以 上